

KOSAIDO 光 サービス契約約款

平成 28 年 9 月 5 日版

株式会社廣濟堂

第 1 条（約款の適用）

1.株式会社廣濟堂（以下「当社」といいます。）は、この KOSAIDO 光 サービス契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これにより当社と KOSAIDO 光サービス（以下、「本サービス」といいます。）に関する契約（以下、「本サービス利用契約」といいます。）を締結している者（以下、「契約者」といいます。）に対し、本サービスを提供します。本サービスの利用については、本約款ならびにその他の個別規定および追加規定（以下、「個別規定等」といいます。）が適用されます。なお、本約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が本約款に優先して適用されるものとします。

また、本サービスは、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」といいます。）および西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」といいます。）の電気通信回線を用いております。本サービス利用契約、その他の個別規定および追加規定に規定がないものは、両社の約款に準じます。

2.本約款における用語の定義は次のとおりとします。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2.契約者回線	本サービス利用契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
3.回線収容部	契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備
4.契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 回線収容部 (3) 当社が必要により設置又は設定する電気通信設備
5.回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
6.端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの

7. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
8. 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

第2条（本約款の変更）

1. 当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によるものとします。

2. 本約款の変更、本サービスに関する事項その他の重要事項等の契約者に対する通知は、当社の判断により以下のいずれかの方法で行うものとします。

(1) 本サービスまたは当社のホームページ上に掲載することにより行います。この場合、掲載されたときをもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします。

(2) 本サービス利用契約申込の際、またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信により行います。この場合、当社が契約者へ電子メールを送信したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 本サービス利用契約申込の際、またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛への郵送により行います。この場合、郵便物を契約者の住所に発送したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合、当該通知の中で当社が指定したときをもって、当該通知が完了したものとみなします。

第3条（契約の成立）

1. 本サービス利用契約は、利用希望者が本約款に同意したうえで当社所定の申込書により本サービス利用契約申込をし、当社が当該申込者に対して、承諾の通知を発した時点で成立するものとします。

2. サービス開始日は、当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。

第4条（契約の単位）

当社は、1回線収容部または1回線ごとに1つの本サービス利用契約を締結します。

第5条（本サービスの提供区域）

本サービスは、NTT 東日本のサービス提供区域、NTT 西日本のサービス提供区域のうち、当社

が別途定める提供区域において提供します。

第6条（契約申込の承諾）

- 1.当社は、本サービス利用契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2.当社は、本サービス利用契約の申込を承諾するときは、第2条（本約款の変更）に基づき申込者に通知します。
- 3.当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込を承諾しないことがあります。
 - (1)本サービス利用契約の申込をした者が、当該利用契約に係る既存回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合。
 - (2)本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (3)本サービス利用契約の申込をした者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (4)第33条（利用に係る契約者の義務）の定めに違反するおそれがあるとき。
 - (5)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4.当社は、契約者が本サービスの利用に必要な情報を、サービス開始日までに契約者に通知するものとします。

第7条（契約の変更）

- 1.契約者は、当社が別に定めるところにより、本サービスの品目の変更の請求をすることができます。
- 2.当社は前項の請求があったときは、第6条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第8条（契約者回線の移転）

- 1.契約者は、第5条（本サービスの提供区域）に定める区域内に限り、契約者回線の移転を請求することができます。
- 2.当社は前項の請求があったときは、第6条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第9条（契約者の氏名等の変更）

- 1.契約者は、本サービス利用契約の締結時に、契約者情報を当社所定の方法により当社に対して届け出るものとします。
- 2.契約者情報の届け出後、変更が生じた場合は、契約者は当社に遅滞なく、当該変更内容について届け出るものとします。
- 3.契約者は、婚姻による姓の変更等、当社が承諾した場合を除き、当社に届け出た氏名を変更す

ることはできないものとしします。

4.契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。

5.前各項の届け出を怠ったことで生じた契約者の損害について、当社は一切その責任を負いません。

第 10 条（契約上の地位の処分禁止等）

1.契約者は、本サービス利用契約に基づく契約者の地位および本サービス利用契約によって生じる権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、売却または契約として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとしします。

2.相続または法人の合併等により契約者の地位が承継された場合、当該地位を承継した契約者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかに当社に届け出るものとしします。ただし、契約者が死亡した場合、当社は本サービス利用契約を解約する場合があります。

3.前項の場合、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、当社所定の書面にて届け出るものとしします。当該代表者を変更したときも同様としします。

4.当社は、前項の定めによる届出のなされた者のみを代表者として扱えば足りるものとしします。また、当社は、前項の定めによる代表者の届出があるまでの間、地位を承継された者、または、地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱うことができるものとしします。

第 11 条（契約者が行う本サービス利用契約の解約）

契約者は、本サービス利用契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ解約希望日の前月までに、当社指定の形式で、当社に通知して、本サービス利用契約を解除することができます。

2. 契約者は、解約日が月の途中である場合であっても、当月月初から月末までの利用料金を支払わなければならないものとしします。

第 12 条（当社が行う本サービス利用契約の解除）

1.当社は、次の場合には、本サービス利用契約を解除することがあります。

(1)第 16 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なお、その事実を解消しないとき。

(2)当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え（契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更

することをいいます。以下同じとします。)を行うことができないとき。

(3)契約者の名義変更、地位の承継があったとき。

(4)契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認したとき。

(5)当社に生じた事情により、従前の本サービスの提供が困難になったとき。

2.当社は、契約者が第16条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないで本サービス利用契約を解除することがあります。

3.当社は、契約者において、破産、民事再生または会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、本サービス利用契約を解除することがあります。

4.当社は、前項の定めにより本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

5.本条の定めに従って本サービス利用契約が解除された場合に契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾するものとします。

6.本条の定めに従って本サービス利用契約が解除されたことに伴い、契約者の所有または占有する敷地、家屋または構築物等の復旧に費用を要することとなった場合であっても、当該費用は、契約者に負担するものとします。

7.本条の定めに従って本サービス利用契約を解除した場合でも、契約者は、別紙料金表に定める工事費を支払うものとします。

第13条（端末設備の提供）

当社は、契約者から請求があったときは、別紙料金表に定めるところにより端末設備を貸与します。ただし、端末設備の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第14条（端末設備等の返還）

1.当社から端末設備または回線終端装置の貸与を受ける契約者は、次の場合には、その端末設備または回線終端装置を当社の指定する場所へ速やかに返還していただきます。

(1)本サービス利用契約の解除があったとき。

(2)その他本サービス利用契約の内容の変更に伴い、端末設備を利用しなくなったとき。

2.前項の場合において、契約者から端末設備の返却がなかった場合には、別紙料金表に定める金額を損害賠償として請求します。また、回線終端装置の返却がなかった場合にも、装置代金を損害賠償として請求します。

第 15 条 (利用中止)

1.当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上もしくは工地上、または本サービスの品質確保のため、やむを得ないとき。

(2) 第 18 条 (通信利用の制限等) の規定により、本サービスの利用を中止するとき。

(3)当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。

2.当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 16 条 (利用停止)

1.当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を停止することがあります。

(1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき (料金その他の債務に係る債権について、第 26 条の (債権の譲渡および譲受) の規定により同条に規定する事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者に支払わないときとします。)

(2)契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(3)第 33 条 (利用に係る契約者等の義務) の規定に違反したとき。

(4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(5)契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。

(6)前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2.当社は、前項の規定により契約者回線等の利用停止をするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 17 条 (契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)

1.当社は、当社および契約者の責めによらない理由により契約者回線等の提供ができなくなった

場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、本サービス利用契約を解除することがあります。

2.当社は、前項の定めにより、本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

第 18 条（通信利用の制限等）

1.当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線等の利用を制限もしくは中止する措置をとることがあります。

2.前項の定めによる場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。

3.当社の電気設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線等を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、もしくは逼迫させるおそれを生じさせた、または他の契約者回線等に対する本サービスの提供に支障を及ぼした、もしくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線等に係る通信を制限、もしくは切断することがあります。

4.当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。

5.契約者は当社に対し、前各項の規定に基づき契約者回線等の利用が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできないものとします。

6.当社は、本条に定める通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第 19 条（料金および工事等に関する費用）

1.当社が提供する本サービスの料金は、利用料金および手続きに関する料金とし、別紙料金表に定めるところによります。

2.当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、別紙料金表に定めるところによります。

3.当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合およびその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合の機器損害金は、別紙料金表に定めるところによります。

第 20 条 (利用料金等の支払義務)

- 1.契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービス利用契約の終了日までの期間について、別紙料金表に規定する利用料金を支払うものとします。なお、契約者は、終了日が月の途中であっても月末までの料金を支払うものとします。
- 2.第 16 条 (利用停止) の定めにより、利用の一時中断または利用停止があったときでも、契約者は、その期間中において、別紙料金表に規定する利用料金を支払うものとします。
- 3.契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中において、別紙料金表に規定する利用料金を支払うものとします。

区別	支払を要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金。
当社の故意または重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスについての料金

- 4.当社は、支払いを要しない利用料金等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 21 条 (手続きに関する料金の支払義務)

契約者は、本サービスに係る契約の申込または手続きを要する請求をし、当社からその承諾を受けたときは、別紙料金表に規定する手続きに関する料金を支払うものとします。ただし、本サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

第 22 条 (工事費の支払義務)

- 1.契約者は、契約申込または工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し (以下この条において「解除等」といいます。) があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2.工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負

担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 23 条（転用にかかわる注意事項）

1.当社は、フレッツ光から本サービスへの転用を行った契約者であって、転用完了時においてフレッツ光に係る初期工事費をフレッツ光事業者に完済していない契約者に対して、当該未払額を一括払いにて請求させていただくものとします。この場合、当該未払い額のフレッツ光事業者への支払は、当社からフレッツ光事業者に対して行うものとします。

2.N T T 西日本の提供するフレッツ光から本サービスへの転用を行う場合で、転用前に「初期工事割引」を利用しているお客様については、転用後も含め 23 ヶ月以内に解約を行う際には、N T T 西日本の定めに従った違約金を、株式会社廣済堂より一括払いにて請求させていただくものとします。この場合、違約金のN T T 西日本への支払は、当社からN T T 西日本に対して行うものとします。

3.N T T 西日本の提供するフレッツ光から本サービスへの転用を行う場合で、転用前にN T T 西日本のサービスである「セキュリティ対策ツール」を利用している場合、1 ライセンス分についてのみ引き続きN T T 西日本より「セキュリティ対策ツール」が提供されるものとします。ただし、当社が、90 日前までに契約者に通知することにより、いつでも、「セキュリティ対策ツール」の提供を中止することができるものとします。

4.フレッツ光から本サービスへの転用完了した場合、転用前のフレッツ光への復旧、N T T 東日本、N T T 西日本や他コラボレーション事業者のサービスへ再度の転用はできないものとします。

第 24 条（料金の計算方法等）

料金の計算方法ならびに料金および工事に関する費用の支払方法は、別紙料金表に定めるところによります。

第 25 条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合（閏年も 365 日として計算するものとします。）で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。

第 26 条（債権の譲渡および譲受）

- 1.契約者は、当社が、この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が指定する事業者に対し譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 2.契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社および本サービスを提供する当社以外の事業者は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 3.前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱うものとします。
- 4.契約者は、契約者が前項の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を、当社が定める支払期日までに支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 1 項の規定により第 1 項に規定する事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者に支払わないときとします。）は、当社がその料金の支払いがない旨等の情報を、当社に債権を譲り渡した事業者に通知する必要があることについて、同意するものとします。

第 27 条（契約者の切分責任）

- 1.契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をするものとします。なお、「24 時間出張修理オプション」契約者以外の保守対応の受付時間は平日 9:00~17:00（年末年始等を除く）とします。
- 2.前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社又は当社の委託先において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3.当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社または当社の委託先の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 28 条（責任の制限）

- 1.当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による

すべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の料金減額請求に応えることによつてのみ、その損害を賠償するものとします。

2.前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3.当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

第29条(免責)

1.当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しないものとします。

2.当社は、本約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、技術基準等の規定の変更(当社に設置する交換設備の変更に伴う技術基準等の規定の適用の変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担するものとします。

第30条(通信速度の非保証)

当社は、本サービスの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める本サービスの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。

第31条(反社会的勢力に対する表明保証)

1.契約者は、本サービス利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

2.契約者が次の各号のいずれかに該当することが認められた場合、当社はなんら催告することな

くサービス利用契約を解除することができるものとします。

(1)反社会的勢力に属していること。

(2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。

(3)反社会的勢力を利用していること。

(4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。

(5)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(6)自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。

3.前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第 32 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 33 条（利用に係る契約者の義務）

契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるときまたは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2)通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3)当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4)当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2.契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第 34 条（契約者回線等の設置場所の提供等）

契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。

(1)契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社が契約者回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

(2)当社が本サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

(3)契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

第 35 条（契約者に係る情報の利用）

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、契約者連絡先電話番号、住所もしくは居住または請求書の送付先等の情報を、当社、NTT 東日本、NTT 西日本または当社が指定する事業者（以下「指定事業者」といいます。）のサービスに係る契約の申込、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社、指定事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

第 36 条（サービスの変更または廃止）

- 1.当社は、当社または特定事業者の事由等により、本サービスの全部または一部を変更または廃止することがあります。
- 2.当社は、前項の定めにより本サービスを変更または廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。
- 3.本サービスの変更または廃止による契約者の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 37 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供または利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 39 条（管轄裁判所）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 40 条（準拠法）

本約款に関する準拠法は、日本法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

附則

本約款は平成 28 年 2 月 8 日より効力を有するものとします。

本約款は平成 28 年 4 月 1 日より効力を有するものとします。

本約款は平成 28 年 7 月 14 日より効力を有するものとします。

本約款は平成 28 年 9 月 5 日より効力を有するものとします。